

住宅でお困りのときはご相談ください

【問合せ】住宅課居住支援係(本庁舎7階) ☎(5273)3567・☎(3204)2386へ。

保証料の助成

賃貸住宅の入居時に保証人がいない方に対し、家賃等の債務保証会社をあっせんし、保証料の一部を助成しています。

【対象】次のすべてを満たす方

▼区内の民間賃貸住宅にお住まいの60歳以上の方のみの世帯・障害者世帯・ひとり親世帯のいずれか

▼緊急連絡先(親族・知人等)がある

※他にも要件があります。詳しくは、お問い合わせください。

【助成金額(2年分)】月額家賃と共益費の30%(上限あり)

立ち退きを求められて いる方への助成

取り壊し等で立ち退きを求められている方に対し、引っ越し費用等を助成しています。助成を受けるには、転居先の民間賃貸住宅を契約する前に、住宅課へ「予定登録申請」が必要です。予定登録申請前に契約を済ませた場合は申請できません。

【対象】次のすべてを満たす方。▼全員が60歳以上で65歳以上の方を含む世帯・障害者世帯・ひとり親世帯のいずれか、▼取り壊しなど貸し主側の理由で6か月以内の立ち退きを求められている、▼現在区内の民間賃貸住宅にお住まいで、区内の民間賃貸住宅への転居を考えている、▼生活保護を受けていない

工務店・大工さんを紹介

「雨漏りを直したい」等のときに依頼する工務店に心当たりがない方は、ご相談ください。

【対象の工事】お住まいの住宅の増築・改築・修繕・模様替え等のリフォーム

【契約・施工等】施工業者が直接ご自宅に伺い、工事の見積もりから契約・施工まで行います。代金は工事完了後、直接、施工業者にお支払いください。応急修理にも代金がかかります。着工時に着金をお支払いいただく場合があります。

賃貸住宅にお住まいの一人暮らしの高齢者の方へ

見守りサービス(緊急通報装置)

利用料の助成を開始しました

緊急時に本人が「緊急通報装置」の通報ボタンを押したり、一定時間応答がない場合に受信センターに通報され、出動員が駆け付けて安否を確認する「見守りサービス」利用料の助成を、4月から開始しました。



緊急通報装置

見守りサービスとは

東京都防災・建築まちづくりセンターが実施する、安否の確認や緊急時の対応サービスです。ご自宅に「緊急通報装置」と生活リズムを感じ取るセンサーを設置するとともに、携帯用ペンダントを身に付けるこ

とで、24時間、室内での安否を見守ります。

助成を受けるには

【助成の対象】上記のサービスを利用する、▼60歳以上の一人暮らしで、区内の賃貸住宅にお住まいの、▼年間の所得が250万8千円以下の方

【助成金額】年額2万6千650円(利用料の2分の1。5年を限度)
※他にも要件があります。利用契約の前に区住宅課へお問い合わせください。
【助成申請の方法】
▼①東京都防災・建築まちづくりセンターと見守りサービスの利用契約をし、利用料の全額を支払う
▼②サービスの開始から30日以内に、区住宅課に申請
【問合せ】▼助成の申請：住宅課居住支援係(本庁舎7階) ☎(5273)3567・☎(3204)2386、▼見守りサービスの利用：東京都防災・建築まちづくりセンター ☎(5466)2635へ。

建築物を所有している方へ

アスベスト対策費を助成しています

アスベストの劣化・損傷や、建築物の解体工事でアスベストが飛散するなど、アスベストを吸い込むことで起こる健康被害が大きな問題となっています。

区ではアスベスト対策をさらに進めるため、建築物の所有者の方へ、アスベストの含有調査費・除去等工事費を助成しています。調査・工事を計画している方は、ご相談ください。

【問合せ】建築指導課監察調査係(本庁舎8階) ☎(5273)3735・☎(3209)9227へ。

アスベストとは

天然の繊維状鉱物の一種で石綿とも呼ばれ、建築資材としてさまざまな形で使われてきました。飛散性が高い吹き付けアスベスト(写真)は、耐火被覆材として鉄骨の梁や柱に使われてきたほか、断熱材として駐車場・倉庫・機械室などの壁や天井にも使われてきました。



助成の対象となる方

区内に建築物を所有する個人・中小企業の事業者・分譲マンションの管理組合の代表者等

助成内容

▼アスベスト含有調査費

吹き付けアスベストが存在する可能性がある建築物で、アスベストの有無を調査する費用

【助成限度額】1棟当たり25万円(消費税等を除く)

▼アスベスト除去等工事費

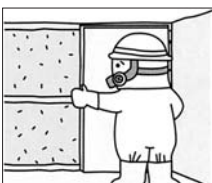
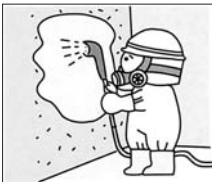
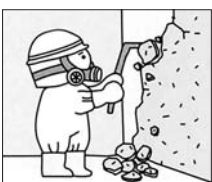
吹き付けアスベストが施工されている建築物での工事(左図)の費用

★除去

アスベストを下地材から取り除き、非アスベスト建材に取り替えます。

★封じ込め

アスベストを残したまま非アスベスト建材で覆い、飛散を防止します。



【助成限度額】1棟当たり▼一戸建ての住宅は50万円、▼分譲マンション等は300万円(消費税等を除く除去等工事費の3分の2を限度)

※建築物の所有者等の一時的な経費負担を軽減するため、助成を受ける方から委任を受けた業者(アスベストの含有調査・除去等工事を実施する事業者)に区が直接助成金を支払う「委任払い制度」もあります。詳しくは、お問い合わせください。

24年度も受け付けます

失業中で住まいを

失った方への住宅手当

離職して住まいを失った方や失うおそれのある方への緊急措置として、区内の賃貸住宅にお住まいの方に手当を支給しています。世帯の収入により、手当額は異なります。

【対象】次のすべてを満たす方

(1)平成19年10月1日以降に離職した

(2)離職前に主として世帯の生計を維持していた

(3)就労能力・常用就職の意欲があり、公共職業安定所に求職の申し込みを行う

(4)住まいを失ったか、失うおそれがある

(5)申請日の属する月の収入が次の金額である

賃額(※)を加算した金額未満
▼2人世帯：17万2千円以下
▼3人以上の世帯：17万2千円に家賃額(※)を加算した金額未満
※家賃額：現在お住まいの賃貸住宅の1か月分の家賃で、單身世帯は5万3千700円、複数世帯は6万9千800円を限度
(6)世帯の預貯金の合計が次の金額以下
▼单身世帯：50万円
▼複数世帯：100万円
(7)国の住居等困窮離職者への雇用施策による給付や貸し付け(職業訓練受講給付金等)、地方自治体等が実施する類似の給付や貸し付けを受けていない
(8)申請者・同居の親族が暴力団員でない
【手当の月額(上限額)】
▼单身世帯：5万3千700円
▼複数世帯：6万9千800円
【支給期間】6か月を限度。定められた就職活動を誠実に継続した場合は、3か月延長できます。
【支給方法】お住まいの賃貸住宅の貸し主または貸し主から委託を受けた事業者が指定する、金融機関の口座に振り込みます。
【問合せ】消費者支援等担当課就労支援係(第2分庁舎3階) ☎(5273)3925・☎(5273)3110へ。